

一般名処方加算の特例措置について

当院では、薬剤の一般名を記載して処方箋を発行することがあります。一般名処方とは、医師が患者様に必要な薬剤を「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方は、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また一般名処方により、同じ成分であれば同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者様の安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者様が混乱することがあります。そのため、当院では薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者様に十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

令和 6 年 4 月 1 日

そが内科小児科クリニック

院長 仙波 義秀